

令和6年8月2日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

長期使用の扇風機についての注意喚起、除湿乾燥機、インターホンに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1 件
（うちカセットこんろ 1 件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 6 件
（うち除湿乾燥機 1 件、リチウム電池内蔵充電器 2 件、
電動アシスト自転車 1 件、LED ランプ（環形） 1 件、インターホン 1 件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 23 件
（うち電気洗濯乾燥機 1 件、
パワーコンディショナ（太陽光発電システム用） 2 件、
携帯型音楽プレーヤー 1 件、ヘアドライヤー 4 件、
バッテリー（リチウムイオン、ノートパソコン用） 1 件、
リチウム電池内蔵充電器 4 件、除湿乾燥機 1 件、扇風機 1 件、
ラミネーター 2 件、バッテリー（リチウムポリマー、模型用） 2 件、
電動アシスト自転車 3 件、電子レンジ 1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202300002、A202300204、A202300412、A202300565、A202300685 を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 長期使用の扇風機についての注意喚起

(管理番号：A202400410)

①事象について

扇風機を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していました。当該事故の原因は、当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、調査中です。

※当該製品は長期使用（50 年以上）された製品

②使用者への注意喚起

長期使用の古い扇風機は、モーター、コード、コンデンサー等の電気部品の経年劣化により出火に至るおそれがあります。

御使用の際に、次のような症状がある場合は、すぐに使用を中止し、電源プラグをコンセントから外して、製造事業者等に御相談ください。



●電源コードが折れ曲がったり破損している。

●電源コードに触れると、ファンが回ったり回らなかったりと動きが不安定である。

また、扇風機を使用していないときは、電源プラグをコンセントから抜いてください。古い扇風機では、電源が入っているにもかかわらず、ファンが回っていないことでスイッチが「切」の状態になっていると誤認することがあり、そのまま放置すると出火に至るおそれがありますので御注意ください。

③消費者庁及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）の注意喚起

・消費者庁

「扇風機等の家電製品の経年劣化事故に御注意ください」

（2016 年 6 月 14 日公表）

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160614kouhyou_1.pdf

・独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）

「扇風機やエアコンの思わぬ火災を防ぐには？～古い扇風機や、エアコンの電源コードに注意～」

（2018 年 6 月 28 日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000091549.pdf>

「エアコン・扇風機の事故に注意～6 月から急増！火災事故～」

（2019 年 6 月 27 日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000099435.pdf>

(参考) 長期使用の扇風機について注意喚起を行っている主な製造事業者及び問合せ先

ブランド名	製造事業者名	URL／問合せ先
SANYO 日本電気 ゼネラル	三洋電機株式会社	https://www.panasonic.com/jp/company/sanyo/info/psef080430.html 扇風機相談室 電話番号：0120-34-0979 受付時間：9:00～12:00/13:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。） ※同社では、昭和52年以前の扇風機について、使用の中止を呼び掛けています。次のURLで該当機種か否かがチェックできます。 https://www.panasonic.com/jp/company/sanyo/info/pdf/psef080430_list_s.pdf <次の事業者でも注意喚起を行っています。> 日本電気株式会社 http://www.nec.co.jp/news/info/20070824.html 株式会社富士通ゼネラル https://www.fujitsu-general.com/jp/i_info/fan/
SHARP	シャープ株式会社	https://jp.sharp/support/safety/fan_info.html お客様相談センター 電話番号：0120-078-178（固定電話、PHS） 0570-550-449（携帯電話） 受付時間：月曜～土曜：9:00～18:00 日曜・祝日：9:00～17:00（年末年始を除く。）
TOSHIBA	東京芝浦電気株式会社（現 東芝ホームテクノ株式会社）	https://www.toshiba-tht.co.jp/info/070907_j.htm 東芝生活家電ご相談センター 電話番号：0120-1048-76 0570-0570-33（携帯電話、PHS） 受付時間：月曜～土曜：9:00～18:00 日曜・祝日：9:00～17:00（事業者休日を除く。）
National	松下精工株式会社（現 パナソニックエコシステムズ株式会社）	https://panasonic.co.jp/hvac/pes/info/important/e-fan.html 長期使用扇風機の相談窓口 電話番号：0120-880-107 受付時間：9:00～12:00/13:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。）
HITACHI	株式会社日立製作所（現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社）	https://kadenfan.hitachi.co.jp/lng_hyoji/elfan/index.html 日立長期使用製品安全表示制度窓口 電話番号：0120-3121-11 050-3155-1111（携帯電話、PHS） 受付時間：月曜～土曜：9:00～17:30 日曜・祝日：9:00～17:00（年末年始を除く。）
富士電機 Fuji Electric	富士電機株式会社	https://www.fujielectric.co.jp/contact/index_fan.html 広報 IR 部広報課 電話番号：0120-12-6504（携帯電話、PHS 利用可） 受付時間：9:00～17:00（土日祝日を除く。） 同時間帯以外でお急ぎの方 電話番号：0120-24-9277
MITSUBISHI	三菱電機株式会社	https://www.mitsubishielectric.co.jp/oshirase/naganen_kaden/kisyu01.html 問合せ窓口 電話番号：0120-490-499 受付時間：9:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。）

(2) パナソニック エコシステムズ株式会社が輸入し、パナソニック株式会社が販売した除湿乾燥機について

(管理番号：A202300002)

①事故事象について

パナソニック エコシステムズ株式会社（法人番号：8180001075388）が輸入し、パナソニック株式会社（法人番号：3120001236504）が販売した除湿乾燥機を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生しました。

調査の結果、当該製品は、除湿ローターの回転が低下した際、除湿ローターの一部が内蔵のヒーターで過熱され、吸着した可燃性成分が発火し、安全装置で検出できなかったため、内部部品が焼損して出火したものと推定されます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む特定の型式（下記③）において、除湿ローターに吸着した香料などに含まれる有機物がヒーター熱で加熱されることで火災に至る重大製品事故が発生したため、2023 年（令和 5 年）4 月 20 日にホームページに情報を掲載するとともに、翌 4 月 21 日に新聞社告を行い、対象製品の製造打ち切り後の経過年数により、同等の代替品との無料交換、またはタイプに応じて 10,000 円から 20,000 円で製品の引き取りを実施しています。

③対象製品：商品名、J A Nコード、機種・製造番号、製造期間、対象台数

商品名	J A N コード	機種・ 製造番号	製造期間	対象台数
ナショナル除湿機 （ブランド：National） ナショナル除湿乾燥機 （ブランド：National） パナソニック除湿機 （ブランド：Panasonic） パナソニック除湿乾燥機 （ブランド：Panasonic） パナソニック衣類乾燥除湿機 （ブランド：Panasonic）	https://www .meti.go.jp /product_sa fety/recall /file/23042 0-1a.pdf 参照	https://www .meti.go.jp /product_sa fety/recall /file/23042 0-1b.pdf 参照	https://www .meti.go.jp /product_sa fety/recall /file/23042 0-1c.pdf 参照	1,571,167

2023 年（令和 5 年）4 月 20 日からリコール（無償交換又は回収）を実施
回収率：37.7%（2024 年 6 月 30 日時点）

＜リコール対象製品での事故件数＞

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2024年度	0	－	2016年度	0	－
2023年度	1	火災	2015年度	0	－
2022年度	0	－	2014年度	1	火災
2021年度	4	火災	2013年度	0	－
2020年度	1	火災	2012年度	0	－
2019年度	0	－	2011年度	0	－
2018年度	0	－	2010年度	0	－
2017年度	1	火災			

<対象製品の外観及び確認方法>

本体背面の銘板に品番・製造年が記載されていますので、以下を参考に御確認ください。

ナショナル除湿機(4機種)

代表機種：F-YHA100



F-YHA100、F-YHB100

代表機種：F-YHC100



F-YHC100、F-YHD100

ナショナル除湿乾燥機(5機種)

代表機種：F-Y100Z2



F-Y100Z2、F-Y100Z3、F-YZA100

代表機種：F-YZB100



F-YZB100、F-YZC100

パナソニック除湿機(2機種)



F-YHE100



F-YHE120

パナソニック除湿乾燥機(9機種)

代表機種：F-YHF100



F-YHF100、F-YHG100、F-YHH100、
F-YHFX120、F-YHGX120、F-YHHX120

代表機種：F-YHJX120



F-YHJX120、F-YHKX120
F-YC120HKX

パナソニック衣類乾燥除湿機(14機種)

代表機種：F-YHLX120



F-YHLX120、F-YC120HLX、F-YHMX120、
F-YC120HMX、F-YHPX120、F-YC120HPX、
F-YHRX120、F-YC120HRX、F-YHSX120、
F-YC120HSX、F-YHTX120、F-YC120HTX

代表機種：F-YHUX120



F-YHUX120、F-YC120HUX

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償交換又は回収を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

パナソニック株式会社「パナソニック衣類乾燥除湿機市場対策室」

電 話 番 号 : 0120 (878) 420

受 付 時 間 : 9 時～18 時（土・日・祝日・弊社休日を除く。）

ウェブサイト : <https://panasonic.co.jp/hvac/pes/info/important/23040001.html>

(3) アイホン株式会社が製造したインターホンについて
(管理番号：A202400400)

①事件事象について

アイホン株式会社（法人番号：9180001021408）が製造したインターホンを焼損し、周辺を汚損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償点検・修理）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、電子部品の経年変化により、発煙・出火に至る可能性が判明したことから、事故の再発防止を図るため、2000年（平成12年）8月29日にウェブサイトへ情報掲載を行い、対象製品について無償点検及び修理を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202400400）の事故の原因が、上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：商品名、型番、販売期間、対象台数

商品名	型番	販売期間	対象台数
インターホン (テレビドアホン)	MJ-1A MJH-A	1993年6月 ～ 1997年6月	166,383

2000年（平成12年）8月29日からリコール（無償点検・修理）を実施
改修率：55.1%（2024年8月1日時点）

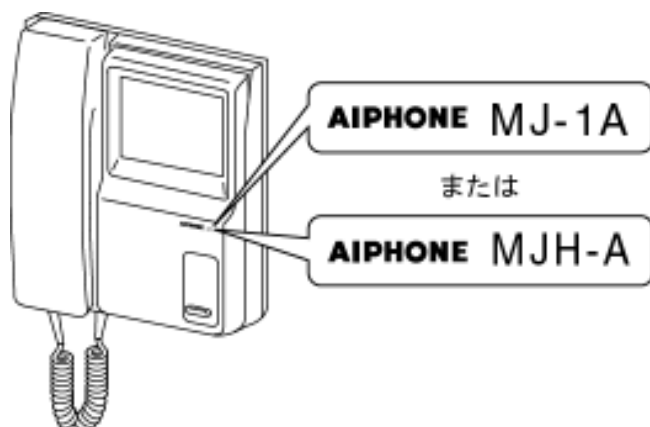
<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2024年度	0	—	2016年度	0	—
2023年度	0	—	2015年度	0	—
2022年度	0	—	2014年度	0	—
2021年度	0	—	2013年度	0	—
2020年度	0	—	2012年度	0	—
2019年度	0	—	2011年度	1	火災
2018年度	0	—	2010年度	0	—
2017年度	0	—			

※当該事故（管理番号：A202400400）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>



※点検済みの場合

点検済みであれば、機器底面に「点検済証シール」が貼付されております。
「点検済証シール」が貼付されている場合は、点検は実施されており御連絡は不要です。安心してお使いいただけます。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償点検及び修理を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

アイホン株式会社

電話番号：0120(234)889

受付時間：9時～17時30分（土・日・祝日を含む。）

ウェブサイト：<https://www.aiphone.co.jp/customer/20000829.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：土屋、別所、庄田

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：江藤、山田、遠藤

電 話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400411	令和6年7月7日	令和6年7月30日	カセットこんろ	CB-AP-10 (岩谷産業株式会社ブランド)	株式会社旭製作所(岩谷産業株式会社ブランド)	火災	IH調理器の上に当該製品を置いた状態で当該製品で鍋に入れた油を加熱中、ガスボンベが破裂する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	山口県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年7月17日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300002	令和5年3月20日	令和5年4月4日	除湿乾燥機	F-YC120HLX	パナソニック エコシステムズ株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、除湿ローターの回転が低下した際、除湿ローターの一部が内蔵のヒーターで過熱され、吸着した可燃性成分が発火し、安全装置で検出できなかったため、内部部品が焼損して出火したものと推定される。	佐賀県	令和5年4月7日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 令和5年4月20日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:37.7%
A202300204	令和5年5月30日	令和5年6月9日	リチウム電池内蔵充電器	LA12	多摩電子工業株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を充電しながら、当該製品で携帯電話機(スマートフォン)を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	愛知県	令和5年6月13日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202300412	令和5年8月8日	令和5年8月10日	電動アシスト自転車	BE-ENNX433	パナソニック サイクルテック株式会社	火災	病院の駐車場で異音が生じたため確認すると、当該製品のバッテリーを焼損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品は、バッテリー内部のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	大阪府	令和5年8月15日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202300565	令和5年8月12日	令和5年9月26日	LEDランプ(環形)	KSLE225-012A	エコデバイス株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を溶融する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、制御基板のトランジスターが異常発熱したものと推定されるが、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	北海道	令和5年9月29日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300685	令和5年8月14日	令和5年11月10日	リチウム電池内蔵充電器	PB-N83S-PK	株式会社美貴本 (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルが異常発熱した原因の特定には至らなかった。	大阪府	令和5年11月14日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202400400	令和6年7月17日	令和6年7月29日	インターホン	MJ-1A	アイホン株式会社	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から30年以上経過した製品 令和6年8月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成12年8月29日からリコールを実施 (特記事項を参照) 改修率:55.1%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400398	令和6年7月16日	令和6年7月29日	電気洗濯乾燥機	火災	当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和6年7月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202400399	令和6年7月19日	令和6年7月29日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	異音とともに当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	令和6年8月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202400401	令和6年6月14日	令和6年7月29日	携帯型音楽プレーヤー	火災	当該製品をノートパソコンに接続して充電中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年7月23日
A202400402	令和6年6月2日	令和6年7月29日	ヘアドライヤー	火災	宿泊施設で当該製品を使用中、当該製品の電源コード部から火花が生じ、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年7月10日
A202400403	令和6年6月17日	令和6年7月29日	ヘアドライヤー	火災	当該製品を使用しようとしたところ、当該製品の電源コード部から火花が生じ、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年7月10日
A202400404	令和6年6月17日	令和6年7月29日	ヘアドライヤー	火災	駅で当該製品を使用しようとしたところ、当該製品の電源コード部から火花が生じ、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年7月10日
A202400405	令和6年5月24日	令和6年7月29日	ヘアドライヤー	火災	当該製品を使用しようとしたところ、当該製品の電源コード部から火花が生じ、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年7月10日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400406	令和6年6月29日	令和6年7月29日	バッテリー(リチウムイオン、ノートパソコン用)	火災	ノートパソコンを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	群馬県	令和6年8月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年6月30日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意
A202400407	令和6年7月17日	令和6年7月29日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品から出火する火災が発生した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202400408	令和6年7月17日	令和6年7月30日	リチウム電池内蔵充電器	火災 軽傷1名	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202400409	令和6年7月15日	令和6年7月30日	除湿乾燥機	火災	当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202400410	令和6年7月15日	令和6年7月30日	扇風機	火災	当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	広島県	製造から50年以上経過した製品 長期使用の扇風機について「使用上の注意の呼び掛け」を実施(特記事項を参照)
A202400412	令和6年7月17日	令和6年7月30日	ラミネーター	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	石川県	
A202400413	令和6年7月24日	令和6年7月30日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400414	令和6年7月17日	令和6年7月30日	バッテリー(リチウムポリマー、模型用)	火災	商業施設の休憩室で火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	バッテリー(リチウムポリマー、模型用)に関する事故(A202400415)と同一
A202400415	令和6年7月17日	令和6年7月30日	バッテリー(リチウムポリマー、模型用)	火災	商業施設の休憩室で火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	バッテリー(リチウムポリマー、模型用)に関する事故(A202400414)と同一
A202400416	令和6年3月19日	令和6年7月30日	電動アシスト自転車	火災	当該製品のバッテリーを充電中、異音とともに当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	徳島県	令和6年4月11日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年6月13日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202400417	令和6年7月2日	令和6年7月31日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品の庫内を汚損し、当該製品の庫内の食品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和6年7月19日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年7月17日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A202400418	令和6年7月17日	令和6年7月31日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品から発煙及び発火する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202400419	令和6年7月22日	令和6年7月31日	ラミネーター	火災	施設で当該製品を延長コードに接続して使用しようとしたところ、異音及び発煙がしたためシンク内に移動させた際、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400420	令和6年2月26日	令和6年7月31日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルを切ったところ、バランスを崩し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年7月24日
A202400421	令和6年7月20日	令和6年7月31日	電動アシスト自転車	火災	当該製品のバッテリーを充電中、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202400422	令和6年7月3日	令和6年7月31日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を鞆に入れて自転車で走行中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年7月23日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

リチウム電池内蔵充電器（管理番号：A202300204）



リチウム電池内蔵充電器（管理番号：A202300685）

